



国民年金に関するお知らせ

国民年金の「学生納付特例制度」をご利用ください

国民年金課 国民年金係 ☎65・33301
直方年金事務所 ☎0949・22・0891

学生の方には、在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。在学中は毎年申請が必要です。

【申請期間】令和6年4月1日～令和7年3月31日
【申請場所】役場住民課または年金事務所
【申請に必要なもの】
○学生証（コピー可。ただし両面コピー）または在学証明書

○年金手帳、または基礎年金番号通知書

※代理人が申請する場合、代理人の身分証明書と、住所が別の場合は委任状（同世帯は除く）が必要です

【対象】①、②の両方に該当する人

- ① 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する学生（一年以上の課程に在籍している学生で夜間、定時制課程や通信課程も含む）
- ② 本人の前年度所得が「128万円＋扶養親族等の数×38万円」以下である人

【期間】20歳以上の学生である期間のうち、過去期間は申請が受理された月から2年1か月前（納付済みの月は除く）まで申請可能です。

令和6年度の国民年金保険料額は、
月額1万6,980円です。
(令和6年4月～令和7年3月)

Q. 国民年金ってなんのためにあるんですか？

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障がい・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

Q. 老後の年金だけのために払うんですか？

国民年金は、老齢基礎年金のほか、事故などで障がいを負った際に支給される障害者基礎年金や遺族へ支給される遺族基礎年金など、現役世代にこそ必要な「まさか」への備えにもなります。

※詳細は、年金事務所にお問合せください。
※直方年金事務所 (0949-22-0891)

【追納について】

○承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後払い（追納）することができます。ただし、2年を過ぎると当時の保険料に加算額がつきます。
○追納する場合は年金事務所に納付書の再発行を依頼してください。

【承認を受けた期間について】

○病気や不慮の事故等で重い障がいが残った場合、障害基礎年金を受給するための資格期間として算入されます。

○老齢基礎年金を受給するための資格期間には算入されますが、後払い（追納）しない年金額には反映されません。

募集



皆さまのご意見をお待ちしています
桂川都市計画基本方針策定
パブリックコメントを実施

建設事業課 管財契約係 ☎65・33300

飯塚市・嘉麻市・桂川町で構成するふくおか県央環境広域施設組合が進めている一般廃棄物処理施設の建設に関する桂川都市計画基本方針の策定にあたり、町民の皆さまからのご意見を募集します。

【募集期間】4月3日(水)～4月17日(水)まで

【資料閲覧場所】○桂川町ホームページ

○桂川町役場2階 建設事業課

【意見を出していただける人】
町内在住の方、または町内に通勤・通学している方

【意見提出方法・提出先】

閲覧場所およびホームページで配布している所定の意見提出用紙を、建設事業課に直接提出、またはFAX、電子メールで提出してください。

Fax Mail
k_kanzai@town.keisen.fukuoka.jp
65・3424

お知らせ



有害鳥獣の捕獲を実施
入山時にはご注意ください

有害鳥獣の捕獲を実施
有害鳥獣とされるイノシシ・シカ・アナグマ、アライグマによる農作物の被害を防止するため、町内山間部などにおいて、銃器・わなによる「有害鳥獣捕獲」を実施します。入山時にはご注意ください。

【実施期間】令和6年4月1日～令和7年3月31日